

オンライン申請期間：9月22日～9月30日

令和7年9月22日

保護者各位

茂原北陵高等学校
校長 永野 卓

令和7年高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金に係る手続きについて

標記支援金については、毎年7月分より所得判定基準が変更されることになっており、その判定は、原則、個人番号(マイナンバー)によって保護者の地方税情報を確認した後、更新される制度となっています。

つきましては、判定基準が変更されることに伴い、本年7月～翌年6月分(3年生は翌年3月まで)について、下記のとおりになりますのでよろしくお願いいたします。

記

1, 受給している方

7月以降の手続き(全学年)もすべてオンライン申請になります。発行済みの「ログインID通知書」をもとにe-Shienにログインをし、継続意向登録をしてください。

2, 受給していない方

令和7年度に限り、「高校生等臨時支援金」がありますので、全員申請が必要になります。

→パスワードを使用し、必ずオンライン申請をしてください。

入力期間・提出期限 令和7年9月22日(月)～令和7年9月30日(火)

①e-Shienでの登録完了

②「高等学校等就学支援金の認定に伴う各種補助金に係る情報連携依頼書」の提出書類はクラス担任へ提出してください。(郵送でも可 9月30日必着)

※ログインIDを無くした方は、再発行しますので事務室までご連絡ください。

以上

【e-Shien ログインページ】 URL <https://www.e-shien.mext.go.jp/>



令和7年7月～令和8年6月（3年生は3月）までの授業料について

個人番号を提出していただいた方は、その番号を用いて千葉県が判定を行います。判定には時間を要することが予想されます。決定するまでは、6月分と同額を引き落としています。区分決定後、差額が発生する場合はさかのぼって請求・返金します。

変更時に必要な手続き

就学支援金受給中に次の事実が発生した場合は、**その都度届出が必要**となりますので速やかに事務室にお申し出ください。

- ・婚姻、離婚、死別等により保護者が変更した
- ・収入の修正申告や税額の更正により課税標準額に変更があった

*特待生対象者も申請が必要です。

*就学支援金についてご不明な点は本校事務室までお問い合わせください。

【提出先・提出期限】

提出先：茂原北陵高等学校 事務室

千葉県茂原市吉井上 128 TEL 0475-34-3211

期 限：令和7年9月30日（火）